

坂出市下水道事業経営戦略 (改定案)



令和 7 年 2 月
坂出市都市整備課

目次

第1章 経営戦略について

1-1	経営戦略策定にあたって	1
1-2	計画期間	1
1-3	対象事業	2
1-4	経営戦略の位置づけ	3

第2章 坂出市公共下水道事業の概要

2-1	坂出市の概要	4
2-2	公共下水道事業のこれまでの 主な取組	4
2-3	施設概要	5
2-4	下水道使用料体系	6
2-5	その他の取組状況	7

第3章 現状分析及び課題の抽出

3-1	現状分析	9
3-2	経営指標による分析	13
3-3	他団体との比較	15

第4章 経営の基本方針

4-1	基本理念	17
4-2	基本方針	17

第5章 将来の事業環境

5-1	将来人口推計	18
5-2	将来水量推計	18

第6章 投資財政計画

6-1	使用料収入		19
6-2	将来事業費(建設改良費)		19
6-3	建設改良費財源		20
6-4	企業債		20
6-5	投資財政計画		21
6-6	目標指標		22
6-7	目標指標達成に向けた具体的 取組		24

第7章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

7-1	事後検証の実施手法		25
7-2	事後検証・更新の実施サイクル		25

参考 各用語の説明

第1章 経営戦略について

1-1 経営戦略策定にあたって

公共下水道は、衛生的で快適な生活環境の確保、雨水排除による浸水の防除、公共用水域の水質保全のため、欠くことのできない重要な都市基盤施設です。

本市の公共下水道事業は、丸亀市、宇多津町及び綾川町との2市2町を1つの処理区とする中讃流域下水道の大東川処理区となっており、昭和60年 12 月から供用を開始し、令和 6 年 4 月末現在、本市の事業認可区域 665.1ha のうち、354.39ha (約 53.3%)の整備が完了しています。

また、令和2年度には、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等を図るため、地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計による事業運営を開始するとともに、中長期的な経営の基本計画である下水道事業経営戦略を策定し、健全な経営の確保に努めてきました。

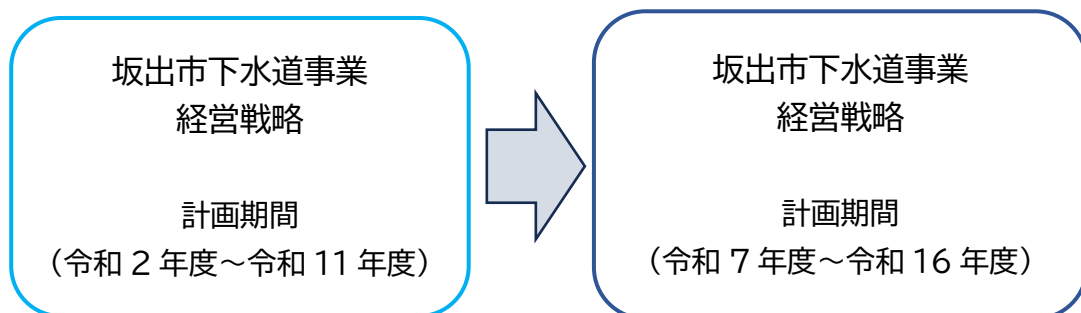
しかし、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、公共下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

こうした状況の中にあっても、施設の維持管理、計画的な改築・更新をこれまで以上に推進し、さらなる経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることで、将来にわたって市民生活に必要なサービスを安定的に提供できるよう、令和 2 年度に策定した経営戦略を改定するものです。

1-2 計画期間

計画期間は令和 7 年度～令和 16 年度の 10 年間とします。

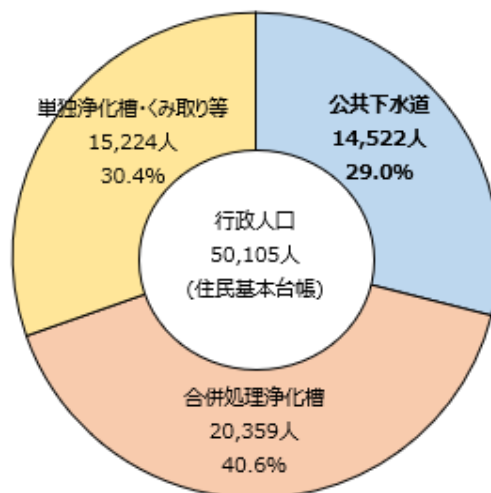
また、計画期間中に推進すべき具体的施策や指標を示し、適切な下水道事業の運営に努めます。



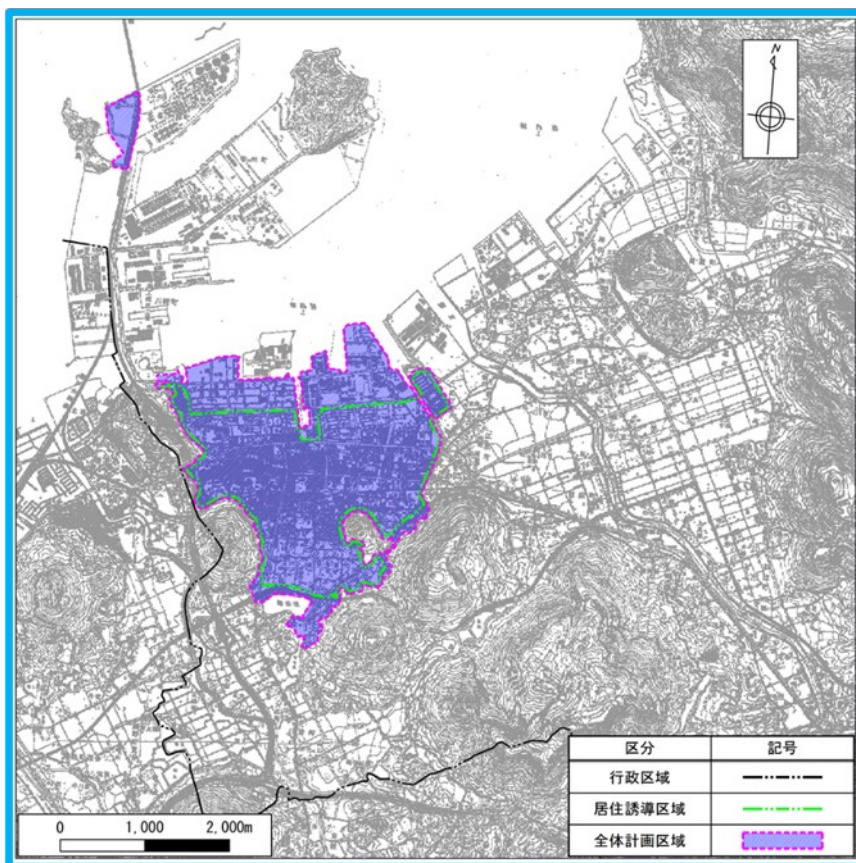
1-3 対象事業

本経営戦略の対象となる事業は、公共下水道事業です。

また、令和 5 年度末における本事業利用者は 14,522 人であり、行政人口に占める割合は 29.0%となっています。



また、下図の 684ha を公共下水道全体計画区域としています。

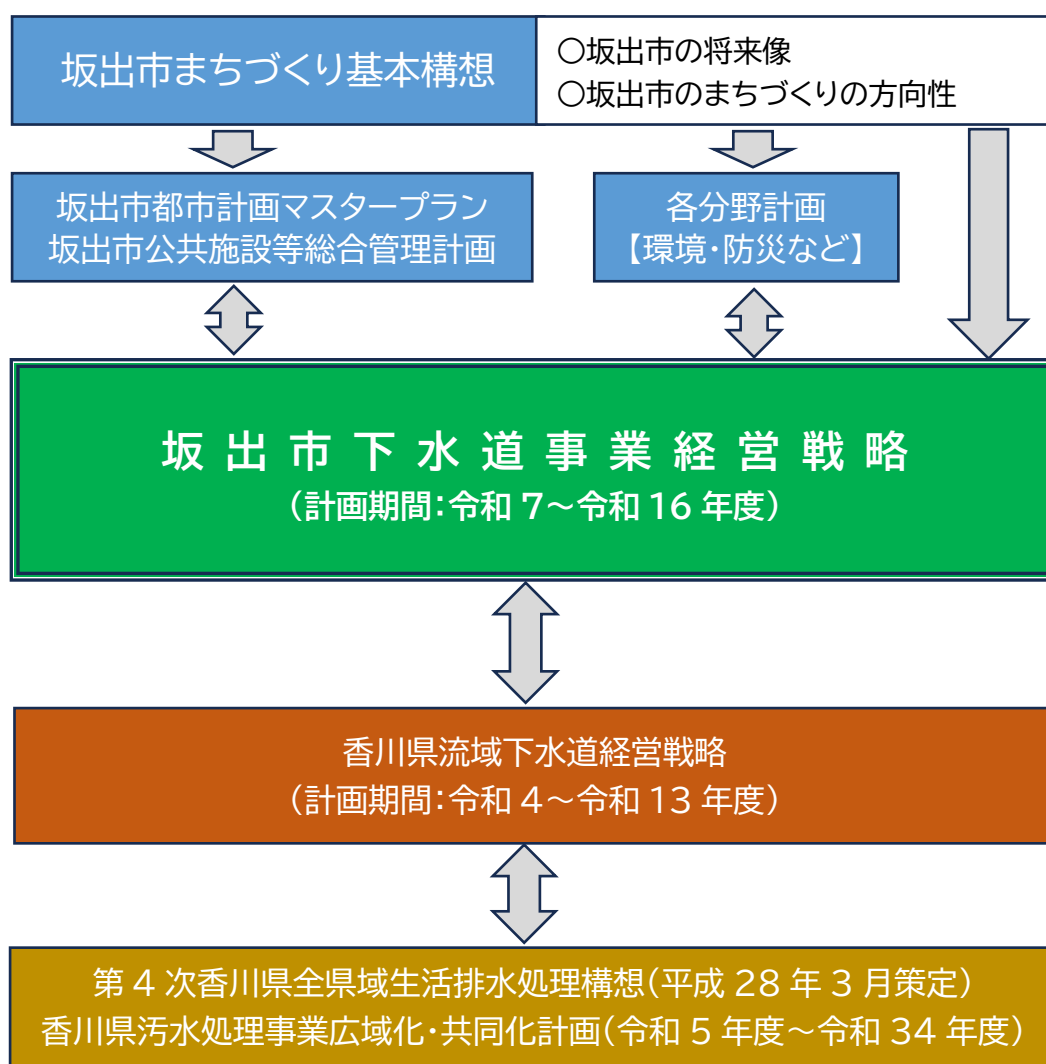


1-4 経営戦略の位置づけ

本経営戦略は、市政の最上位の方針である「坂出市まちづくり基本構想」を上位計画として位置づけます。

また、都市計画に関する基本的な方針を示した「坂出市都市計画マスタープラン」や公共施設の将来における維持管理等の考え方を示した「坂出市公共施設等総合管理計画」のほか、環境・防災などの各分野における本市の計画との整合性を図ります。

なお、本市の公共下水道事業は下水処理場を有していないため、市内の家庭や事業所等から排出された汚水は香川県が管理する中讃流域下水道大束川浄化センターへ送られ、他の市町の汚水とあわせて処理されており、その処理に係る費用を流域下水道維持管理負担金として香川県に支出しています。そのため、香川県が策定する「香川県流域下水道経営戦略」等とも相互に連動し、計画の整合性を図っていきます。



第2章 坂出市公共下水道事業の概要

2-1 坂出市の概要

坂出市は、香川県のほぼ中央部北側に位置し、東は高松市、西は丸亀市・宇多津町、南は綾川町、北は多島美を誇る瀬戸内海が広がり、瀬戸内海を隔てて岡山県に対しています。総面積は 92.49 km²で、東西に 14.65 km、南北に 18.20 km、海岸線は瀬戸内海沿いに約 76 kmに及びます。

また、令和 6 年 4 月 1 日時点の住民基本台帳人口は 50,105 人となっています。



2-2 公共下水道事業のこれまでの主な取組

坂出市公共下水道事業は、流域関連公共下水道として昭和 52 年 12 月 17 日に事業認可を受けました。

その後、昭和 60 年 12 月 7 日に一般排水の供用が開始され、令和 5 年度末時点では、事業認可区域 665.1ha のうち、354.39ha(約 53.3%)の整備が完了しています。

また、令和 2 年度より公営企業会計を適用しています。これにより、資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握でき、減価償却費等を含むすべてのコストを「見える化」することで正確な損益計算を行うことが可能となりました。

2-3 施設概要

(1) 処理場施設

坂出市単独では処理場施設を運営しておらず、香川県の管理する中讃流域下水道（大東川処理区）の大東川浄化センターに接続しています。

項目	施設
処理施設	大東川浄化センター
処理方式	標準活性汚泥法
排除方式	分流式（汚水のみ）
現有処理能力	24,000m ³ /日
流入汚水量実績（R3）	17,118m ³ /日
処理市町	坂出市、宇多津町、丸亀市（旧飯山町、綾歌町）、綾川町

(2) 汚水ポンプ場

中継ポンプ場として、番の州汚水中継ポンプ場の1箇所を設置しています。

名称	排水区	所在地	敷地面積	揚水量
番の州汚水中継ポンプ場	坂出第10処理分区	坂出市 番の州緑町	2.6アール	0.06m ³ /分
主な施設の名称		数	構造	能力
ポンプ井		1	鉄筋コンクリート造	-
ポンプ		2	水中モーターポンプ （予備1台）	内径：150mm 揚水能力：1.24m ³ /分
上屋		-	-	-

(3) 雨水ポンプ場

雨水については、西部雨水ポンプ場の1箇所を設置しています。

名称	排水区	所在地	敷地面積	揚水量
西部雨水ポンプ場	西部排水区	坂出市西大浜 北一丁目	58.9アール	881.04m ³ /分
主な施設の名称		数	構造	能力
流入管渠		1	遠心力鉄筋コンクリート管 Φ2,800mm	14,937m ³ /秒（満流）
沈砂池		4	鉄筋コンクリート造 池巾3.8m×池長23.5m×深さ2.6m	水面積負荷 3,600m ³ /m ² ・日
主ポンプ施設		4	立軸斜流ポンプ Φ1,200mm	揚水能力 205m ³ /分・台
少流量ポンプ設備		2	着脱式水中汚水ポンプ Φ500mm	揚水能力 31m ³ /分・台
放流渠		2	短形鉄筋コンクリート造 3,000mm×1,500×2	放流量 14,684m ³ /秒
自家発電設備		1	ディーゼルエンジン	発電機容量 500KVA
ポンプ棟		1	鉄筋コンクリート造	-

(4) 管路施設

令和 5 年度までに、汚水で整備面積 354.39ha、総延長 94.24km が、雨水で整備面積 137.12ha、総延長 25.52km が完了しています。

項目	汚水	雨水
整備面積	354.39ha	137.12ha
整備延長	94.24km	25.52km

2-4 下水道使用料体系

坂出市の使用料体系は、2 部料金制を採用しています。これは使用水量に関わらず一律である「基本料金」と、使用水量に応じて変動する「従量料金」の 2 部から構成される料金制度です。

また、直近では令和 6 年 10 月に改定が行われています。

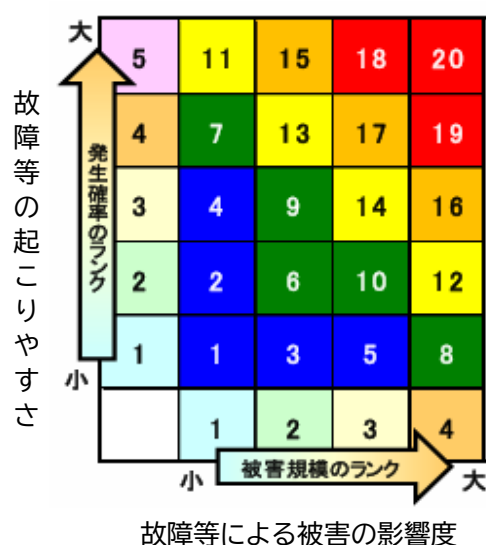
区分		水量	使用料(税抜)
一般	基本料金	～10 m ³	1,200 円
	従量料金 (1 m ³ につき)	11～20 m ³	145 円
		21～30 m ³	165 円
		31～50 m ³	190 円
		51～100 m ³	195 円
		101～1000 m ³	205 円
		1001 m ³ ～	210 円
公衆浴場	基本料金	～250 m ³	7,500 円
	従量料金 (1 m ³ につき)	251 m ³ ～	35 円

2-5 その他の取組状況

(1) 老朽化対策および地震対策

令和2年度に策定した公共下水道施設ストックマネジメント実施方針に基づく計画的な点検・調査や、施設の耐震診断を実施しており、設備の劣化に起因する事故・故障についてのリスク評価等を行ったうえで、優先度に基づく計画的な施設の改築・更新に努めています。

【老朽化対策に係る優先度のイメージ】



(2) 浸水対策

安全・安心なまちづくりを推進するため、局地的な大雨等に対する浸水被害の解消に向け、下水道施設の整備を推進しています。

(3) 良好な水環境の創出

快適な暮らしや安全で豊かな水環境を創出するため、香川県と協働して下水の高度処理化を進めるなど、公共用水域の水質改善に取り組んでいます。

(4) 地方公営企業法の適用

令和2年度から地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計による事業運営を行うことで、経営基盤の強化に取り組んでいます。

(5) 広域化・共同化

香川県及び県内市町等で構成する「香川県汚水処理事業効率化協議会(令和2年6月1日設立)」において、「香川県汚水処理事業広域化・共同化計画」を策定し、広域化・共同化の具体的な取組みの検討を行っています。

(6) 包括的民間委託

「香川県汚水処理事業効率化協議会」において、広域化・共同化の具体的な取り組みの検討と併せて、将来的な包括的民間委託の実施についても検討を行っています。

(7) 普及・啓発事業

市内小学校での出前授業や、デザインマンホールの製作・設置、マンホールコースターの販売など、下水道の重要性についての理解や関心を深めてもらうための普及・啓発事業に取り組んでいます。



全国からデザインを募集して決定した坂出市のデザインマンホールです。
国の重要文化財に指定されている「鍋島灯台」と、そこから見える「瀬戸大橋」、坂出市の花である春の「桜」と秋の「コスモス」が描かれています。

デザインマンホール（カラー）設置場所【令和7年2月現在】



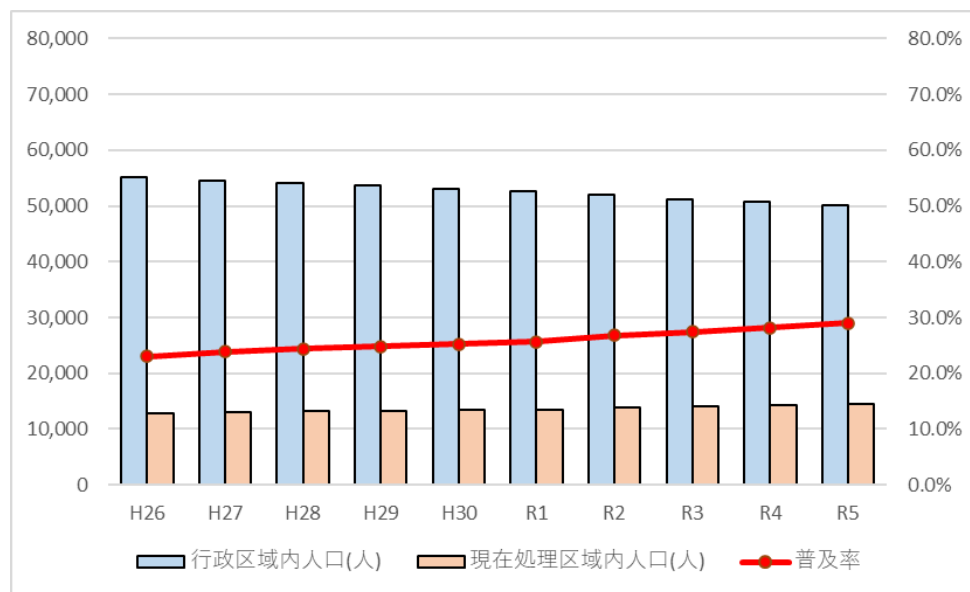
第3章 現状分析及び課題の抽出

3-1 現状分析

(1) 人口の推移

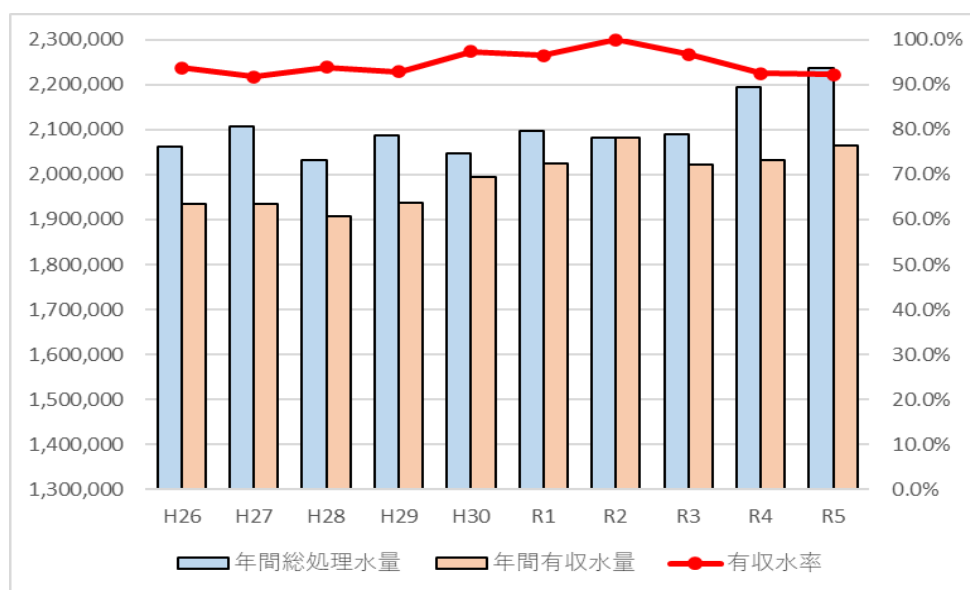
行政区域内人口は平成 26 年度から令和 5 年度にかけて 4,998 人減少していますが、処理区域内人口は整備を進めているため 1,803 人増加しています。

また普及率は、これに伴い令和 5 年度時点で 29%となっています。



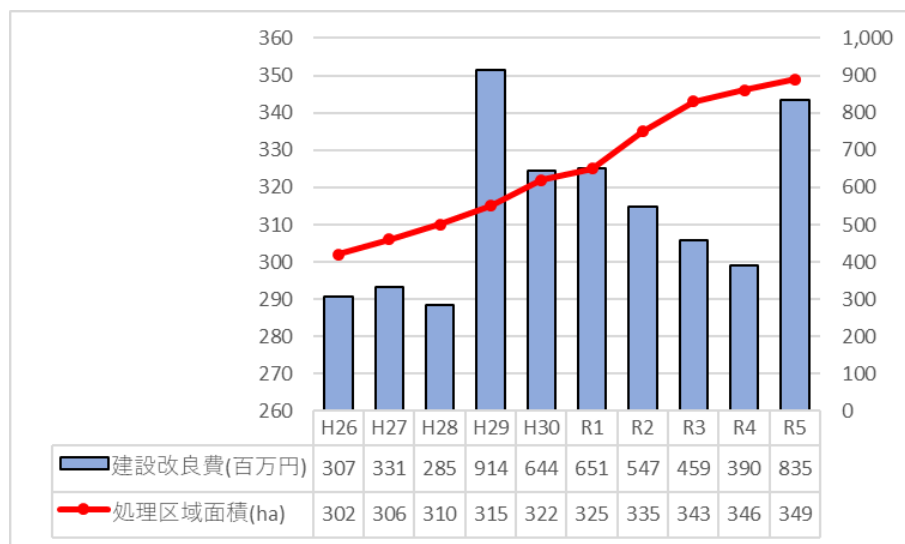
(2) 水量の動向

新規面整備に伴い、処理水量及び有収水量は増加しています。また有収水率は 90%台を維持しています。



(3) 投資及び整備状況

毎年面整備を実施しており、直近 10 年間ににおいては年平均 5.2ha 面積が増加しています。また、平成 29 年度には雨水管理設工事、令和 5 年度には西部雨水ポンプ場の一部更新をしたため、建設改良費が他の年度に比べて増加しています。



(4) 維持管理費

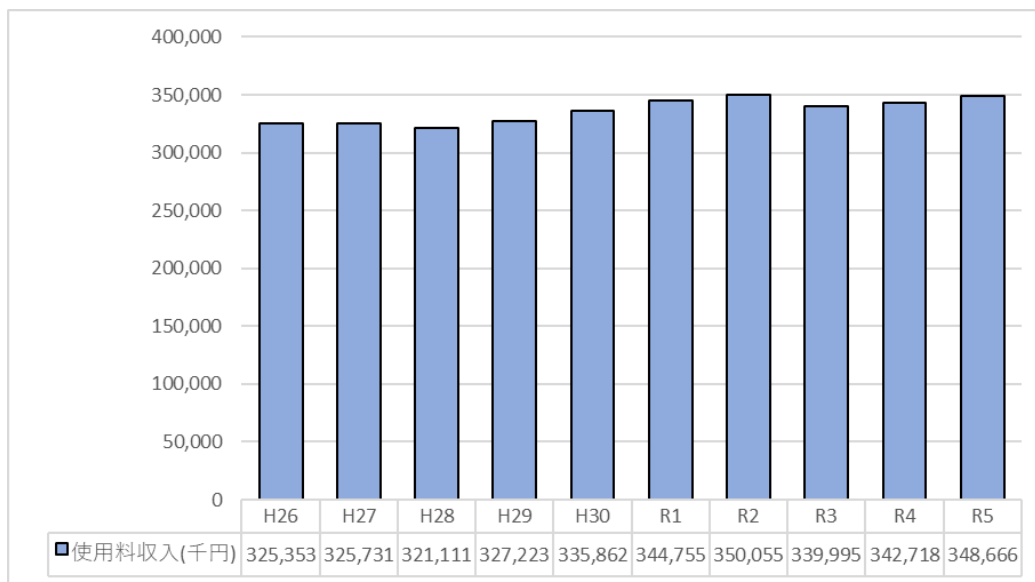
維持管理費の大部分を占めている減価償却費については、一部機械器具にて耐用年数が経過したことから減少傾向にあります。

一方で、香川県流域下水道維持管理負担金は、令和 5 年度に単価の引き上げがあったことから大幅に増加している状況です。



(5) 使用料収入

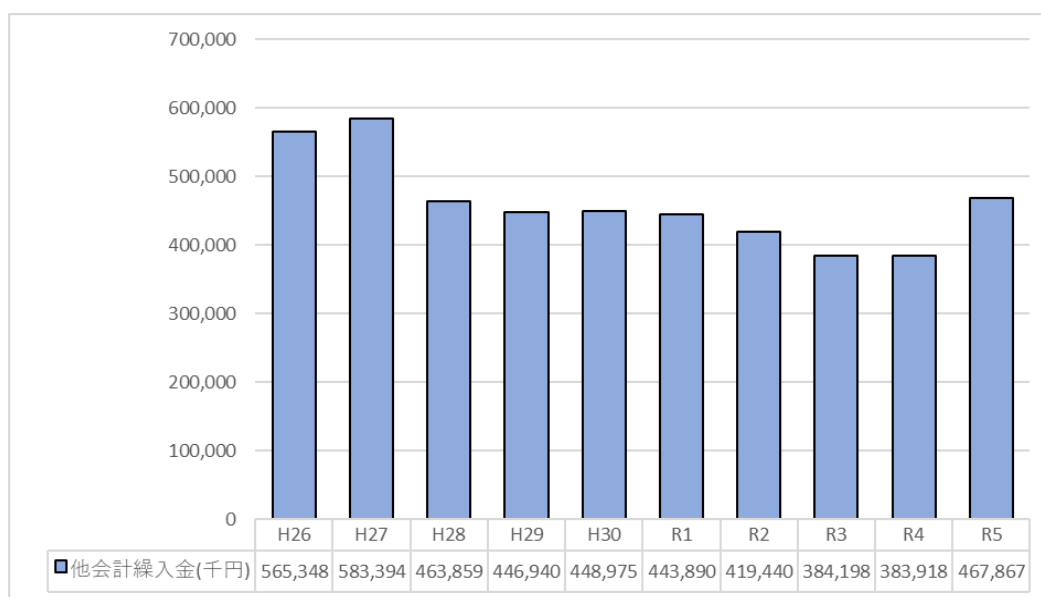
行政区域内人口は減少傾向にあるものの、面整備を進めているため処理区域内人口は増加しています。このため、使用料収入も微増傾向にあります。



※令和 2 年度からの公営企業会計適用に伴い、令和元年以前については税抜処理をし、令和元年度使用料は特例的収入を加算しています。

(6) 一般会計繰入金

繰入金については、公営企業会計適用後は概ね 4～5 億円で推移しています。



(7)組織体制

直近 10 年間における職員数は 4 名で変わっていません。

また、下水道施設係・管理係が所管しており、建設経済部都市整備課に属しています。

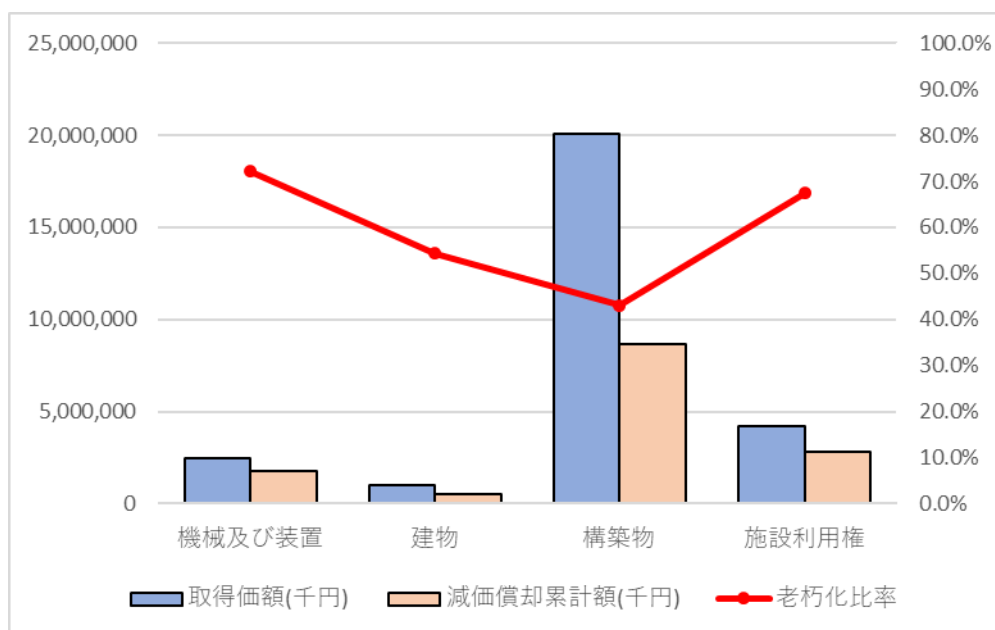
職 員 数	4 名
事業運営組織	建設経済部 ― 都市整備課 ― 下水道施設係・管理係

(8)施設の老朽化状況

主な固定資産の老朽化状況は以下の通りです。

最も資産規模の大きい構築物は主に管渠で構成されており、老朽化比率は 43.0%となっています。管渠の耐用年数は 50 年であり、これを経過している資産はありません。

また、耐用年数の比較的短い機械及び装置は、更新を実施しており老朽化比率は 72.2%となっています。本市では、番の州汚水中継ポンプ場と西部雨水ポンプ場に関する機械及び装置を有しており、内訳としては、雨水公費の原則に基づき一般会計が負担(繰入金)をする西部雨水ポンプ場が大半となっています。なお、これらの資産は、ストックマネジメント計画に基づき適正な管理を実施しています。



※ 減価償却累計額＝取得価額－簿価にて算出。

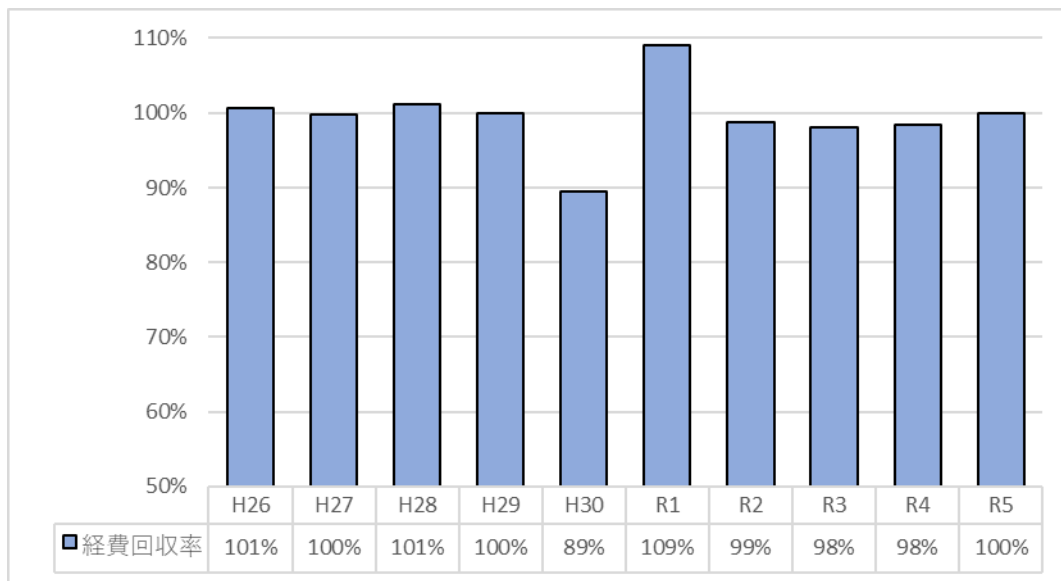
※ 老朽化比率＝減価償却累計額÷取得価格×100%

3-2 経営指標による分析

(1) 経費回収率

使用料収入を污水处理費で除した指標で、経費を使用料でまかなえているかを示す指標です。

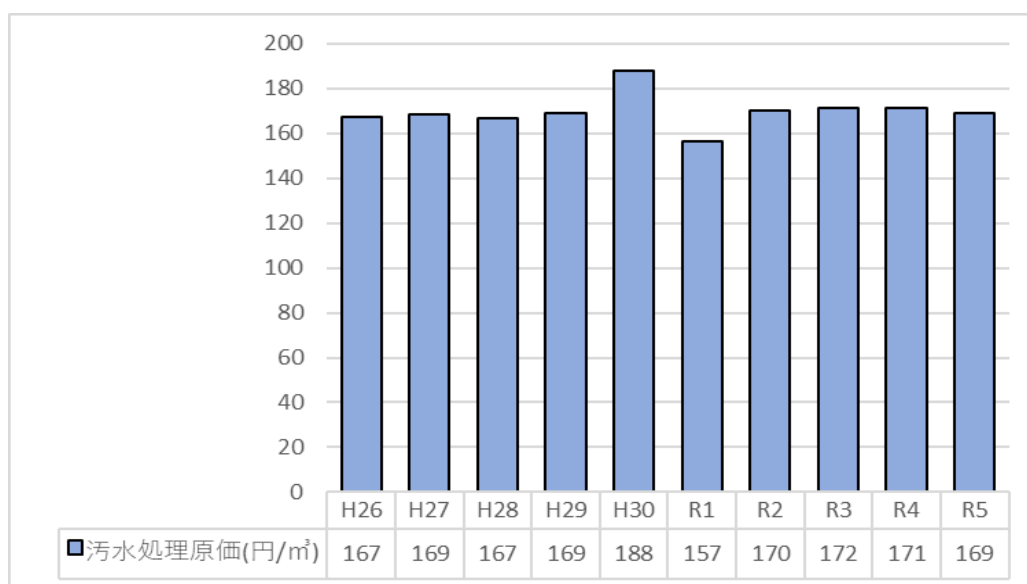
施設更新計画の策定に係る委託費が増加した平成 30 年度を除き、概ね 100%前後で推移しています。



(2) 污水处理原価(円/㎡)

污水处理費を年間有収水量で除した指標で、1 ㎡あたりの処理コストがどの程度かかっているかを示す指標です。

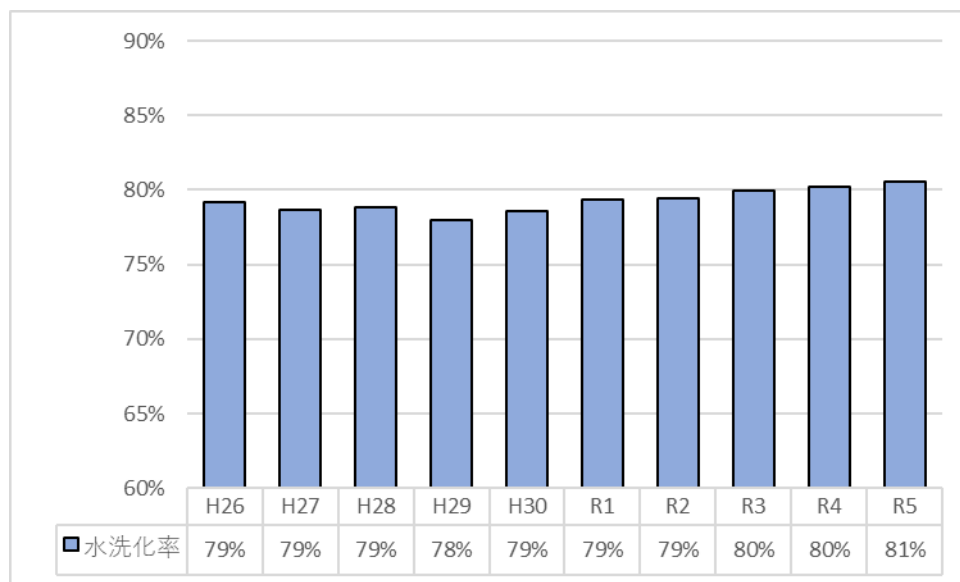
ここ数年は 170 円前後で推移しています。



(3) 水洗化率

処理区域内人口のうち水洗便所を設置している人口の割合を示した指標です。

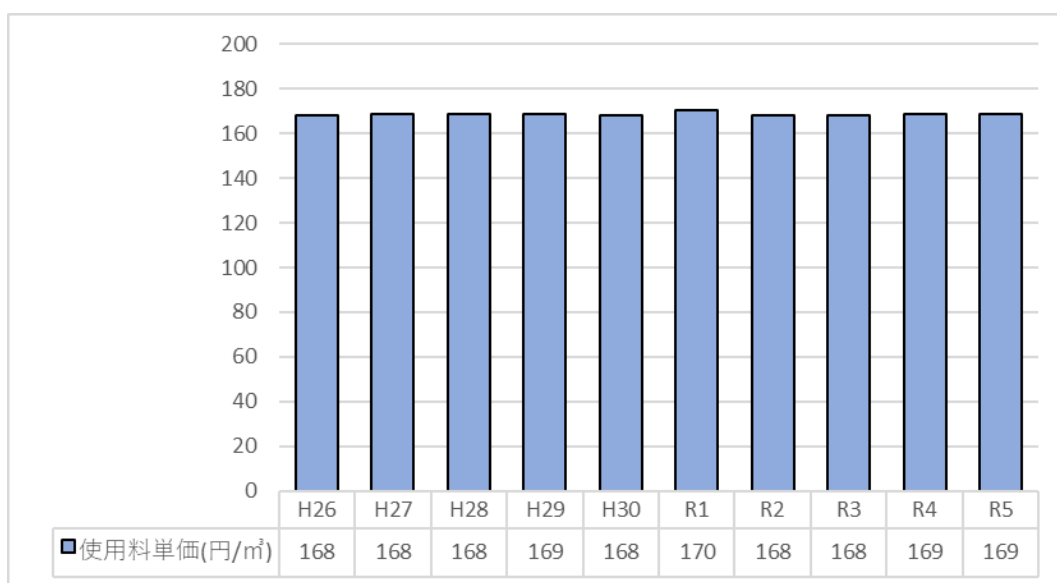
マンションやアパートなどの集合住宅への接続が増加しているため、水洗化率は上昇傾向にあります。



(4) 使用料単価(円/㎡)

使用料収入を年間有収水量で除した指標で、1㎡あたりの使用料を示しています。

直近10年間は大きな増減なく、168～170円で推移しています。

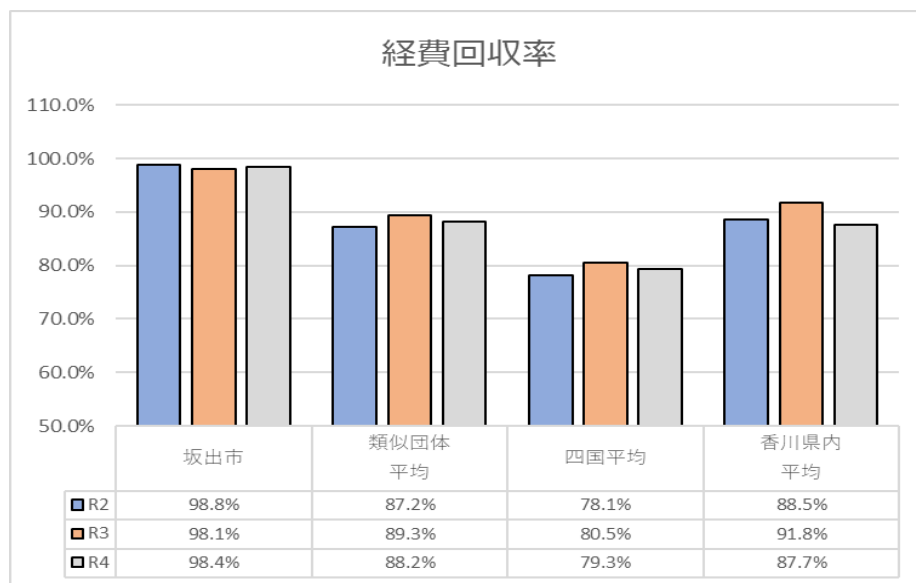


3-3 他団体との比較(令和2～4 年度)

(1) 経費回収率

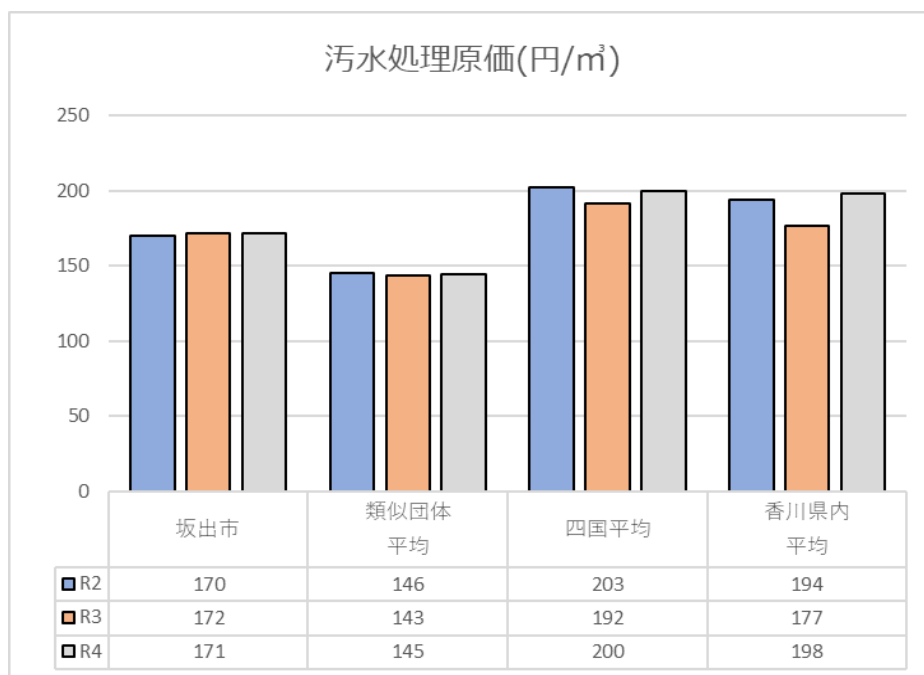
他団体と比較して、良好な数値となっています。

しかし、経費回収率は100%以上を確保することが理想とされており、使用料の増加や污水处理費の減少に向けた経営努力を継続する必要があります。



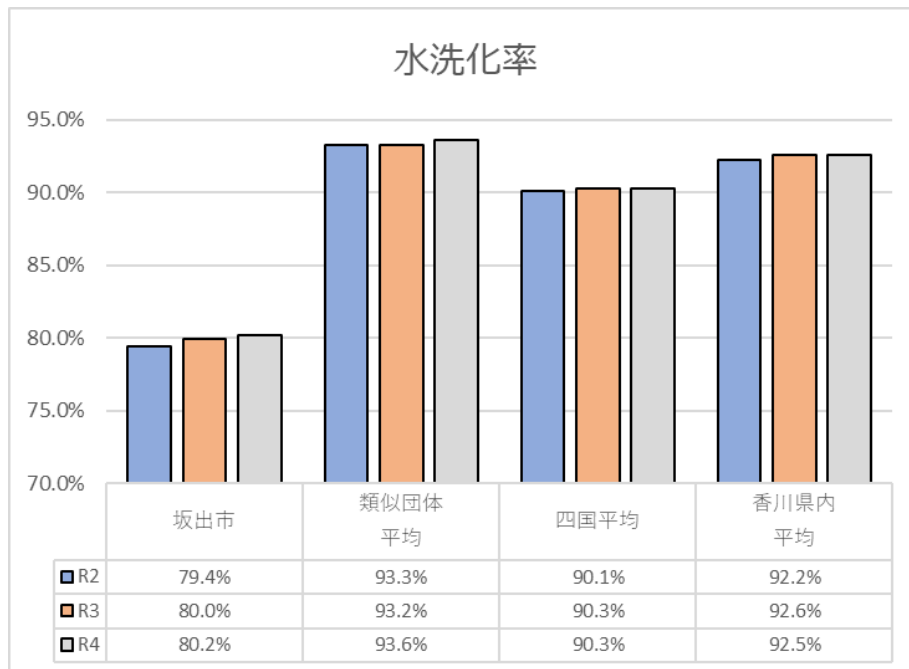
(2) 污水处理原価

四国及び香川県平均と比較すると低く抑えられているものの、類似団体との比較では高くなっています。



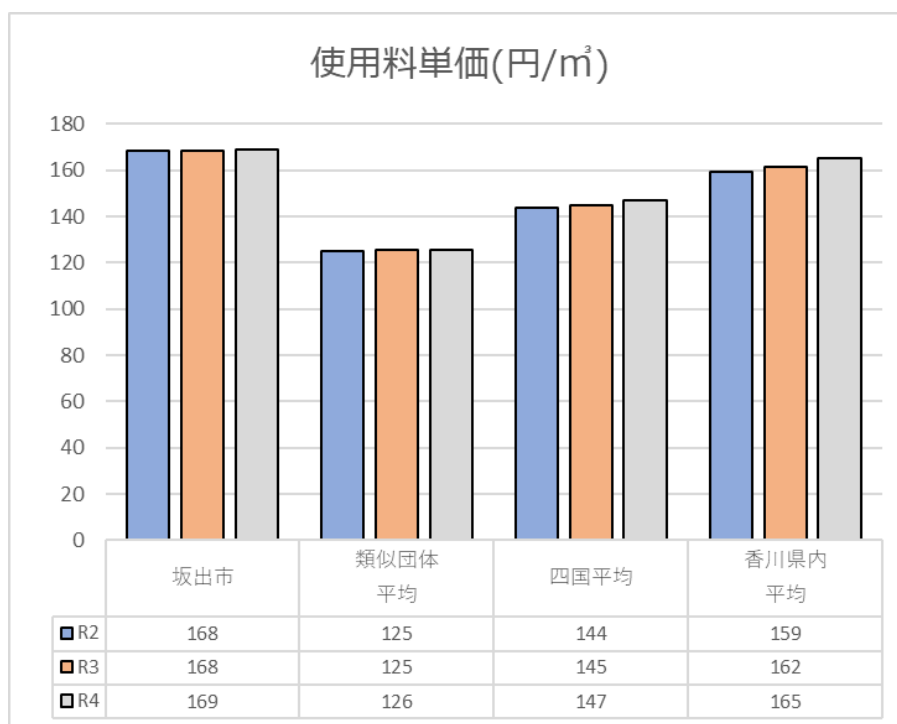
(3) 水洗化率

毎年少しずつ上昇していますが、他の自治体と比較するとまだ低い数値となっています。



(4) 使用料単価

使用水量の多い大口使用者の割合が高いため、他の自治体との比較では高くなっています。



第4章 経営の基本方針

4-1 基本理念

「自然環境と調和し、未来につなぐ下水道事業」

4-2 基本方針

(1) 環境保全と資源循環

地域の豊かな自然環境を守り、水質保全と資源の再利用を推進し、持続可能な水循環システムを構築します。

(2) 災害に強いインフラ整備

災害時にも安全で信頼性の高い下水道インフラを整備し、市民の生命と生活を守ります。

(3) 効率的な事業運営と経営の健全化

持続可能な経営を目指し、計画的かつ効率的な事業運営を図りながら、流域下水道管理者である香川県と協働し、経営の健全化を推進します。

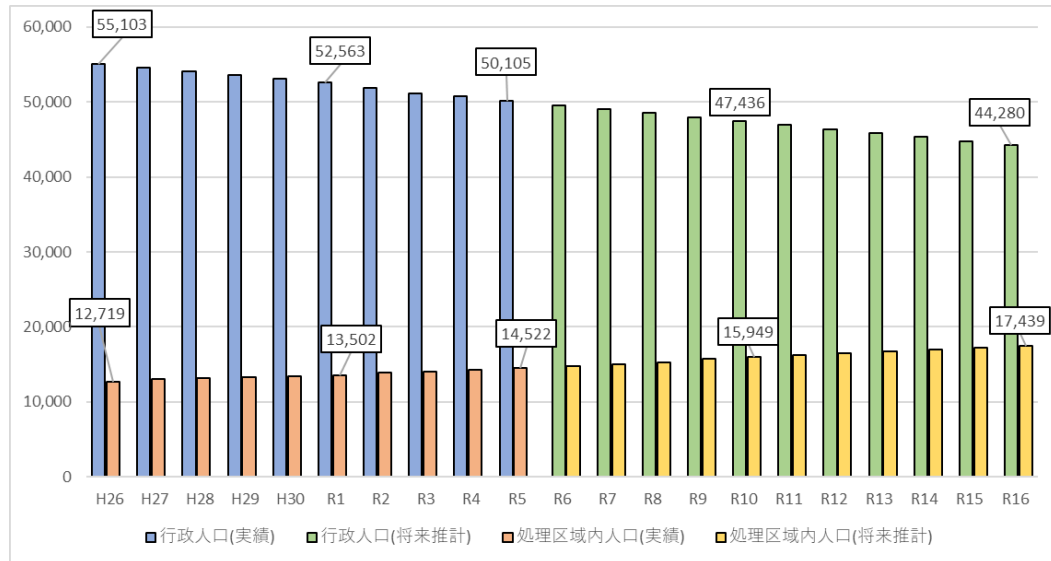
(4) 市民との協働と透明性の確保

市民との協働を重視し、事業の透明性を確保しながら、地域社会と一体となって下水道事業を運営します。

第5章 将来の事業環境

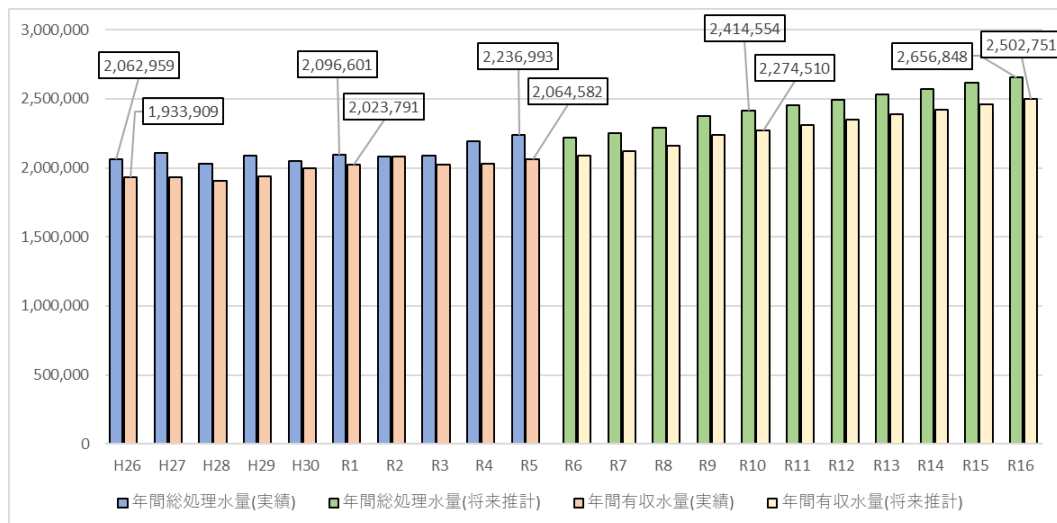
5-1 将来人口推計

行政人口は、令和16年度時点で44,280人(令和5年度比△5,825人)と減少することが予測されるものの、面整備により処理区域内人口は増加する見込みです。



5-2 将来水量推計

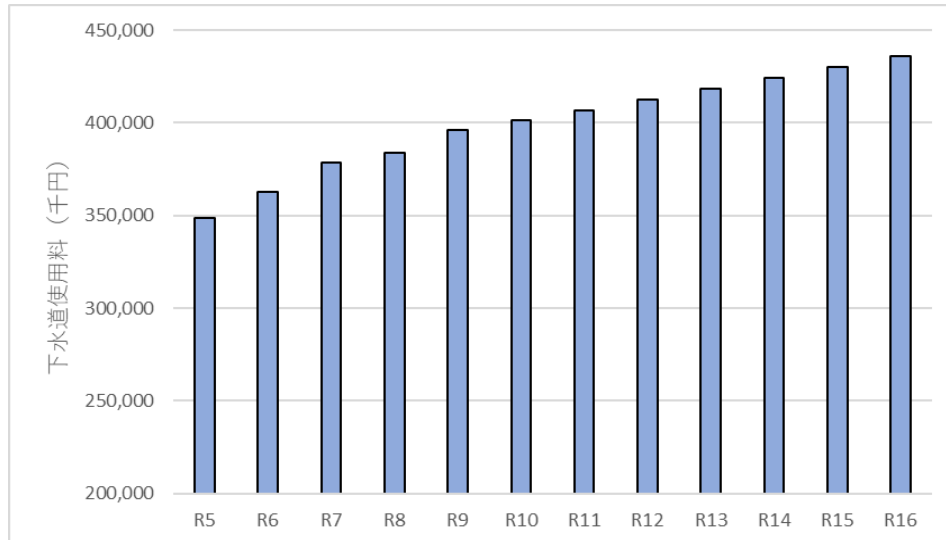
処理区域内人口が増加するため、総処理水量・有収水量ともに増加する見込みとなっています。



第6章 投資財政計画

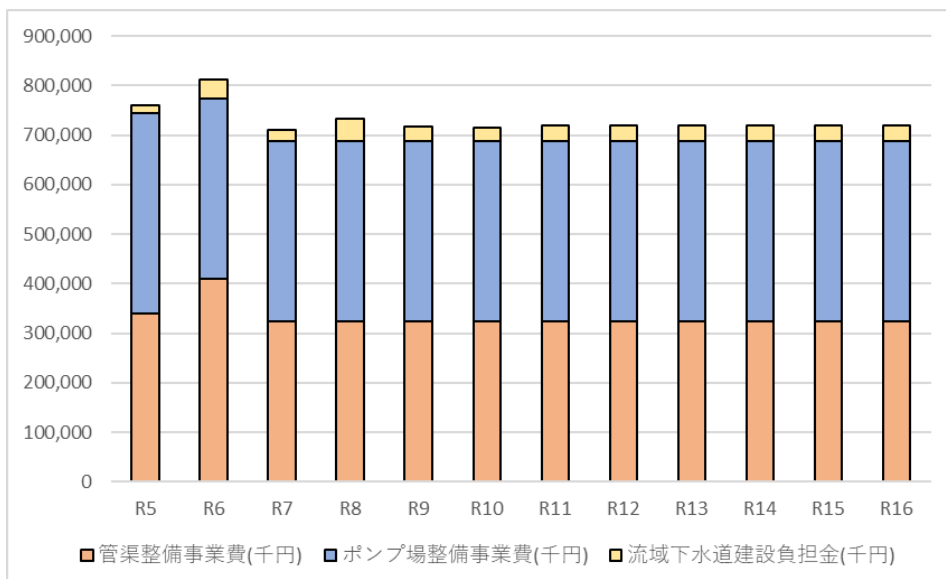
6-1 使用料収入

坂出市の行政人口は減少する見込みであるものの、面整備による処理区域内人口増加に伴って、使用料収入は増加することが予測されます。また、令和 6 年 10 月に使用料の改定を実施したことで、令和 6・7 年度は増収となっています。



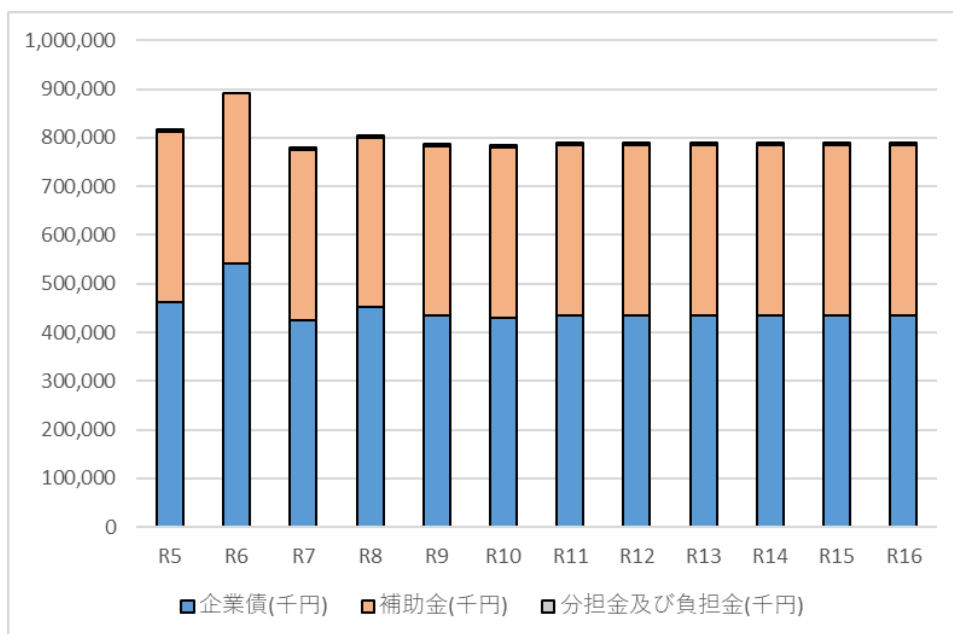
6-2 将来事業費(建設改良費)

管渠については耐用年数を経過している資産が無い場合、年間 3 億円程度の規模で整備を進める予定です。またポンプ場設備の更新も平準的に実施します。なお、香川県が所管する流域下水道建設負担金については、県と2市2町(坂出市・丸亀市・宇多津町・綾川町)との協議のうえ決定します。



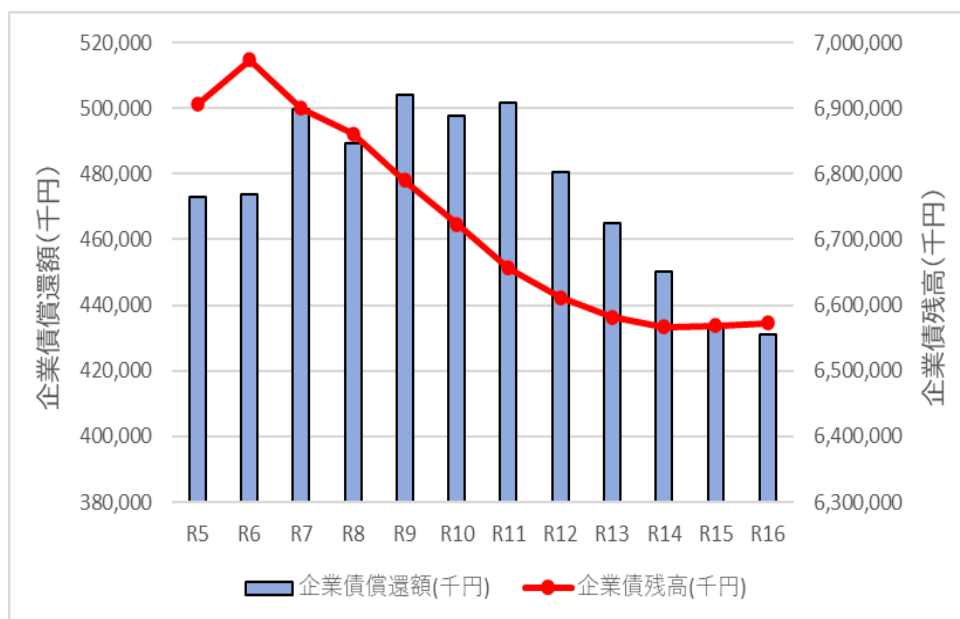
6-3 建設改良費財源

建設改良費に係る財源は、国や香川県の補助制度を積極的に活用することとし、不足部分を主に企業債の新規発行で賄うこととします。



6-4 企業債

令和16年度末時点の残高は65億7,300万円となる見込みであり、令和5年度末残高との比較で3億3,300万円減少する計画となっています。



6-5 投資財政計画

損益計算書項目と、貸借対照表の主要項目である現金預金残高と企業債残高について、投資財政計画を策定しました。

令和 6 年度は、使用料の引き上げによって営業収支が改善しますが、令和 7 年度以降は流域下水道維持管理負担金と減価償却費の増加により、若干営業収支が減少する見込みとなっています。

また令和 7 年度の営業収支が他の年度と比較して悪化しているのは、ハザードマップ作成費用が発生するためであり、こちらは営業外収益にて他会計補助金等が計上される見込みであり、経常収支としては横ばいで推移します。

	単位:千円					
	R5(実績値)	R6	R7	R8	R9	R10
下水道使用料	348,666	362,904	378,529	383,730	395,963	401,426
雨水処理負担金	122,443	111,397	111,397	111,397	111,397	111,397
その他営業収益	33	82	82	82	82	82
営業収益計	471,142	474,383	490,008	495,209	507,442	512,905
管渠費	24,100	15,453	15,746	16,044	16,347	16,657
ポンプ場費	37,992	22,804	33,260	23,725	24,200	24,684
流域下水道維持管理負担金	205,628	165,217	191,571	188,570	197,904	189,281
総係費	53,837	53,876	104,941	56,028	57,137	58,268
減価償却費	525,646	552,868	575,359	593,728	610,297	625,258
資産減耗費	13,648	340	340	340	340	340
営業費用計	860,851	810,558	921,217	878,435	906,225	914,487
営業利益(△は営業損失)	-389,708	-336,175	-431,209	-383,226	-398,783	-401,582
他会計補助金	244,221	187,406	249,671	218,847	227,723	224,563
補助金	0	0	25,000	0	0	0
長期前受金戻入	223,731	230,193	241,179	251,031	260,038	267,994
雑収益	38	108	108	108	108	108
営業外収益計	467,990	417,707	515,958	469,987	487,869	492,665
支払利息及び企業債取扱諸費	74,420	78,758	81,919	83,874	86,142	88,079
雑支出	3,861	2,775	2,830	2,887	2,945	3,003
営業外費用計	78,280	81,532	84,749	86,761	89,086	91,083
経常利益(△は経常損失)	1	0	0	0	0	0
現金預金残高	229,450	229,577	229,802	229,729	228,135	226,351
企業債残高	6,906,040	6,973,954	6,899,245	6,860,737	6,790,517	6,723,349

単位:千円

	R11	R12	R13	R14	R15	R16
下水道使用料	406,971	412,599	418,311	424,109	429,994	435,968
雨水処理負担金	111,397	111,397	111,397	111,397	111,397	111,397
その他営業収益	82	82	82	82	82	82
営業収益計	518,450	524,078	529,790	535,589	541,474	547,447
管渠費	16,974	17,296	17,625	17,961	18,303	18,652
ポンプ場費	25,178	35,881	26,399	26,927	27,465	28,015
流域下水道維持管理負担金	190,261	196,403	199,558	208,125	208,971	208,971
総係費	59,421	60,598	61,798	63,022	64,270	65,544
減価償却費	641,179	661,430	682,557	702,852	720,165	736,829
資産減耗費	340	340	340	340	340	340
営業費用計	933,352	971,948	988,276	1,019,226	1,039,514	1,058,350
営業利益(△は営業損失)	-414,902	-447,870	-458,486	-483,637	-498,041	-510,903
他会計補助金	231,289	256,832	259,989	277,441	293,628	301,939
補助金	0	0	0	0	0	0
長期前受金戻入	276,543	285,785	295,239	304,984	312,632	319,353
雑収益	108	108	108	108	108	108
営業外収益計	507,940	542,725	555,336	582,533	606,368	621,400
支払利息及び企業債取扱諸費	89,975	91,730	93,663	95,645	105,012	107,115
雑支出	3,064	3,125	3,187	3,251	3,316	3,382
営業外費用計	93,038	94,854	96,850	98,896	108,328	110,497
経常利益(△は経常損失)	0	0	0	0	0	0
現金預金残高	224,575	223,074	221,059	238,707	283,288	340,017
企業債残高	6,656,918	6,611,585	6,581,682	6,566,521	6,568,627	6,572,938

6-6 目標指標

(1) 経費回収率

本市においては令和 5 年度時点で 100%となっており、目指すべき基準をクリアしています。また、物価上昇や香川県流域下水道への維持負担金の増加への対応策として、令和 6 年 10 月に料金改定を実施しました。

しかし、今後さらなる物価上昇や負担金の増加、また既存施設の維持管理コストも増加することが見込まれるため、下図のとおり適時使用料の見直しを図り、計画期間内において引き続き 100%を確保します。

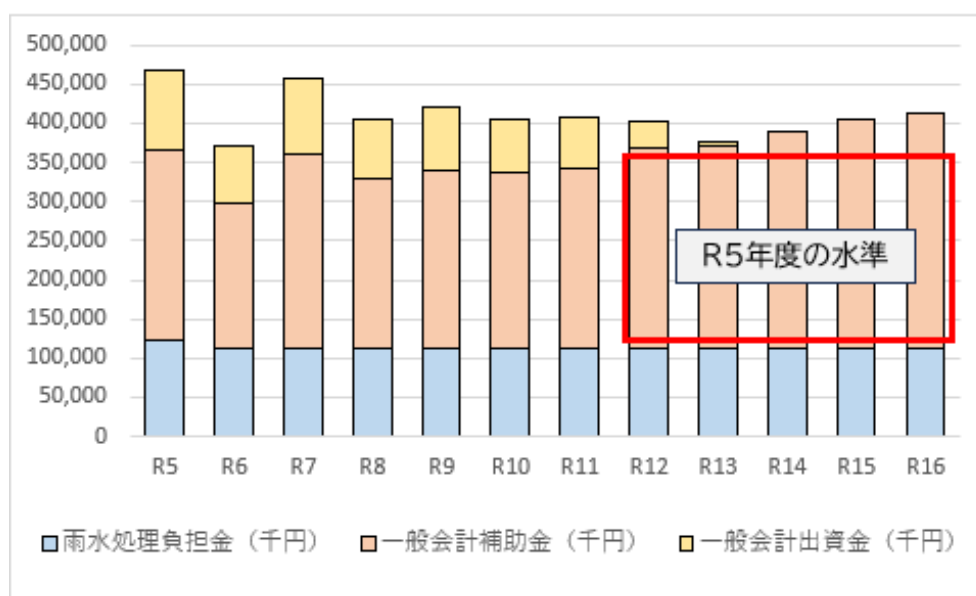
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
料金水準モニタリング											
料金改定検討											
料金改定(予定)	★					★					★

(2) 一般会計繰入金

一般会計からの繰入については、総額 4 億円前後で推移する計画となっており、令和 5 年度の水準をいずれの年度も下回る予定です。

このうち、「一般会計補助金」についても、令和 11 年度までは概ね令和 5 年度実績を下回る水準で推移する計画となっています。

しかしながら、電気料金をはじめとする物価の上昇に伴い、流域下水道維持管理負担金は今後も増加傾向にあることから、令和 12 年度以降の「一般会計補助金」は、現在の水準を上回る見込みとなっています。このため、定期的な使用料の見直しに係る検討を引き続き実施し、「一般会計補助金」については、令和 5 年度の 2 億 4,400 万円を下回る水準を維持していきます。「一般会計出資金」については、現金不足分の補填として繰入がされていますが、令和 12 年度以降は減少する見込みです。



雨水公費・汚水私費の原則

下水道事業に係る経費の負担区分は、「雨水公費・汚水私費」が原則です。

「雨水公費」とは、雨水排除に要する経費について、雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶことから公費（税金）で負担することを言います。

「汚水私費」とは、汚水処理に要する経費について、汚水は原因者や受益者が明らかことから、その排出量に応じて私費（下水道使用料）で負担することを言います。

(3) 目標指標一覧

本経営戦略における目標指標は、以下の通りです。

指標名称	単位	R5 実績値	R11 目標値	R16 目標値
経常収支比率	%	100.0	100.0	100.0
経費回収率	%	100.0	100.0	100.0
一般会計繰入金	千円	244,221	231,392	244,000
水洗化率	%	80.5	82.0	83.2
下水道普及率	%	29.0	35.1	40.2

※一般会計繰入金は、雨水処理負担金・出資金を除く。

6-7 目標指標達成に向けた具体的取組

(1) 収入増加のための具体的取組

○ 使用料改定の検討

本市では、令和6年10月に使用料の改定を実施していますが、人口動態や物価変動等の社会経済情勢を注視しつつ、今後においても5年ごとに使用料改定の要否を検討していきます。

(2) 支出削減のための具体的取組

○ 投資の平準化に向けた取組

引き続き、ストックマネジメント実施方針に基づき、リスク評価を行ったうえで、優先順位をつけながら投資の平準化を図ります。

○ 広域化・共同化の取組

引き続き、香川県及び県内市町等で構成する「香川県汚水処理事業効率化協議会」において、広域化・共同化の具体的な取組みの検討を実施します。

○ 包括的民間委託の検討

本市においては、既に複数の業務を事業者へ委託していますが、今後の経営状況を踏まえつつ、民間の創意工夫、知識や経験をさらに活用するために、使用料の適正化の検討と併せて、包括的民間委託についても検討していきます。

第7章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

7-1 事後検証の実施手法

経営戦略期間中において、PDCA サイクルにより計画のフォローアップを行います。

また、計画をもとに実施した事業は、毎年、進捗管理および財政状況のチェックを実施するとともに、自己評価を行い、原則として5年に一度見直しを実施します。

さらに、評価の結果、外部環境や内部環境の影響により、計画に大幅な乖離が認められた際には、随時経営戦略の見直しを検討します。



7-2 事後検証・更新の実施サイクル

各年度においては、以下のサイクルで検証・更新を実施します。

4～6月	7～8月	9月	10月以降
●実績まとめ ・実施事業とりまとめ ・決算書作成	●評価 ・投資財政計画の進捗状況を確認 ・計画見直し要否の検討を実施	●公表 ・評価結果をホームページ等にて公表	●計画 ・改善、検討事項を次年度以降の事業計画へ反映し予算調製につなげる

参考 各用語の説明

○雨水(うすい)

自然界で発生する雨水(あまみず)のこと。坂出市では雨水ます等で集められた雨水は、汚水とは別の雨水管を通して処理されている(分流式下水道)。

○汚水(おすい)

人々の生活や産業活動によって、家庭や工場等から排出される水のこと。汚水の処理費用については、原則として下水道使用料で賄うべきとされている。

○汚水処理原価(おすいしゅりげんか)

有収水量当たりの汚水処理費用。

○汚水処理水量(おすいしゅりすいりょう)

下水道施設に流入する水量のうち、雨水処理水量を除いた部分の水量。

○企業債(きぎょうさい)

地方公共団体が地方公営企業の建設、改良などに要する資金に充てるために発行する地方債。

○供用開始区域人口(きょうようかいしくいきじんこう)

下水道が利用できるようになった区域内の人口。

○経費回収率(けいひかいしゅうりつ)

下水道使用料収入で汚水処理費用をどれだけ賄えているかを数値的に表した指標で、原則として100%以上であることが求められている。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要となり、経営戦略等によって経費回収率の向上を図ることが求められている。(総務省 HP 一部引用)

○下水道処理人口普及率(げすいどうしゅりじんこうふきゅうりつ)

下水道を利用できる人口の割合

下水道処理人口普及率(%) = 供用開始区域内人口 / 行政人口 × 100

○公共下水道(こうきょうげすいどう)

『主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう』(下水道法第2条第3号)。公共下水道の設置・管理は、原則として市町村が行う。

○使用料単価(しょうりょうたんか)

有収水量当たりの使用料収入。

○水洗化人口(すいせんかじんこう)

供用開始済区域内で、実際に下水道へ接続している人口。

○水洗化率(すいせんかりつ)

水洗化率(%) = 水洗化人口 / 供用開始区域内人口 × 100

○損益計算書(そんえきけいさんしょ)

一定期間での「費用」「収益」を表示した企業の利益が分かる経営成績表。

○貸借対照表(たいしゃくたいしょうひょう)

一定時点での「資産」「負債」「純資産(資本)」を表示した企業の財産表。会社の規模や財政状態の健全性、短期的な支払能力などが分かる。

○地方公営企業(ちほうこうえいきぎょう)

地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業(水道事業・病院事業・下水道事業など)。

○有収水量(ゆうしゅうすいりょう)

処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる水量。

○有収率(ゆうしゅうりつ)

年間有収水量 ÷ 年間汚水処理水量を%で表したもの。